平成２１年（フ）第２９５４号
北海道千歳市北陽２丁目２番９号
債務者　嘉島真理子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１６号
北海道斜里郡斜里町文光町40番地　文光ハイツ104号、住民票上の住所北海道紋別郡遠軽町南町３丁目４番地505
債務者　箱崎　清二
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２０年（フ）第３２３号
青森県南津軽郡藤崎町大字榊字亀田２番地68、申立時の住所青森市大字浜田字豊田31番地13
債務者　船橋　　憲
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第３２４号
青森県南津軽郡藤崎町大字榊字亀田２番地68、申立時の住所青森市大字浜田字豊田31番地13
債務者　船橋　敏枝
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第３２５号
青森市大字原別字遠山１番地19　和光荘203号、申立時の住所青森市大字浜田字豊田31番地13
債務者　船橋　　誠
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２７５号
群馬県高崎市南大類町1117番地１
債務者　天田　利明
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４５９号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡４丁目17番５―101号
債務者　片田　正紀
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４６４号
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金358番地21
債務者　石川　雅浩
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４６６号
埼玉県狭山市狭山１番26号　ベルシオンＡ―201
債務者　宮崎　里香
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４７９号
埼玉県飯能市大字岩沢706番地１　グリーンハイツＡ―101
債務者　三浦　方義
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４９６号
埼玉県川越市大字上戸307番地６
債務者　藤谷美枝子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５０４号
埼玉県坂戸市西坂戸１丁目32番24号
債務者　古徳　　悟
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５０５号
埼玉県坂戸市西坂戸１丁目32番24号
債務者　古徳加代子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６２９号
神奈川県厚木市岡田４丁目２番14―108号、旧住所神奈川県平塚市中原３丁目２番19号
債務者　金山　　清
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６４２号
神奈川県伊勢原市伊勢原４丁目８番３号　コーポ和田201号、前住所神奈川県伊勢原市上粕屋1308番地
債務者　杉本　房男
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４２３号
静岡県裾野市茶畑1440番地　茶畑団地３―503
債務者　小湊はない
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係